

(様式1)

赤教総第 16 号

令和8年4月22日

文部科学大臣 殿

赤穂市長 牟 禮 正 稔

施設整備計画の事後評価について

学校施設環境改善交付金交付要綱第9に基づき、下記のとおり施設整備計画の目標の達成状況に係る評価（事後評価）の結果を報告します。

1. 施設整備計画の名称

赤穂市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和6年度～令和7年度（2年間）

（担当）

赤穂市教育委員会総務課 宮本

TEL : 0791-43-6857

E-mail : kyosoumu@city.ako.lg.jp

(様式2)

3. 事後評価の実施

(1) 実施時期

令和8年4月

(2) 評価の方法

施設整備計画に計上した全事業が完了した後、赤穂市教育委員会事務局において施設整備計画や赤穂市立小中学校個別施設計画の目標等から事後評価を実施した。

4. 総合的な所見

施設整備計画に計上した新学校給食センター建設事業及び坂越中学校門扉外改修事業、赤穂市立小中学校個別施設計画にも記載した赤穂小学校ほか6校の屋内運動場照明設備改修事業について、計画通り実施することができた。

5. 各目標の達成状況

(1) 老朽化対策を図る整備

【目標の達成状況】 目標を達成した / 達成できなかった

【所見】

該当なし

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

【目標の達成状況】 目標を達成した / 達成できなかった

【所見】

坂越中学校裏ネットフェンス部分に門扉及びドアホンを設置し、侵入防止対策を強化した。

(3) 教室不足の解消等を図る整備

【目標の達成状況】 目標を達成した / 達成できなかった

【所見】

該当なし

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

【目標の達成状況】 目標を達成した / 達成できなかった

【所見】

赤穂小学校外6校の屋内運動場照明器具を水銀灯からLEDに改修し、将来にわたる教育環境の質的な向上を図った。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

【目標の達成状況】 目標を達成した / 達成できなかった

【所見】

学校給食センターの建替えを行い、学校給食衛生管理基準に対応した施設とするとともに、アレルギー対応食が提供できる調理場を確保した。

6. 改築後の危険建物等のとりこわし状況

該当なし

(様式3)

7. 事業ごとの実施状況

学校等の名称	目標	事業区分	整備方針				事業完了年月日	(実施しなかった場合) 未実施の理由・今後の対応予定等	備考 (改築事業は、旧施設の とりこわし時期を明記)
			事業単位	建物区分	構造区分	全事業期間 (契約～完成)			
坂越中学校	(2)	07	大規模改造(特別防犯)	校	-	R6.12～R7.2	R7.2.28		
学校給食センター(Ⅰ期工事)	(5)	22	共同調理場(新增築)	-	S	R6.6～R7.3	R7.3.26		
学校給食センター(Ⅱ期工事)	(5)	22	共同調理場(新增築)	-	S	R6.6～R8.3	R8.3.31		
学校給食センター(Ⅰ期工事)	(5)	23	共同調理場(改築)	-	S	R6.6～R7.3	R7.3.26		
学校給食センター(Ⅱ期工事)	(5)	23	共同調理場(改築)	-	S	R6.6～R8.3	R8.3.31		
赤穂小学校	(4)	07	大規模改造(教育内容)	屋	R	R7.6～R7.12	R7.12.19		
御崎小学校	(4)	07	大規模改造(教育内容)	屋	R	R7.6～R7.12	R7.12.19		
高雄小学校	(4)	07	大規模改造(教育内容)	屋	R	R7.6～R7.12	R7.12.19		
有年小学校	(4)	07	大規模改造(教育内容)	屋	R	R7.6～R7.12	R7.12.19		
原小学校	(4)	07	大規模改造(教育内容)	屋	R	R7.6～R7.12	R7.12.19		
赤穂西小学校	(4)	07	大規模改造(教育内容)	屋	R	R7.6～R7.12	R7.12.19		
城西小学校	(4)	07	大規模改造(教育内容)	屋	R	R7.6～R7.12	R7.12.19		